

写

25高私参第15号
平成25年11月27日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
氷見谷直紀

(印影印刷)

大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（通知）

平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布され、平成27年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

これに伴い、大学の附属病院に係る計算書類の記載方法を定めた、昭和47年9月28日付け文管振第152号の文部省管理局長通知「大学の附属病院にかかる学校法人計算書類記載要領について（報告）」について（通知）（以下「旧通知」という。）を改め、新たに大学の附属病院に係る計算書類の記載方法を定めることとしました。

平成27年度以降の計算書類の作成から適用される、新たな記載方法は下記のとおりです。十分御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

なお、旧通知は、平成26年度の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成を限りとして廃止します。

記

（1）資金収支計算書

大学の附属病院における医療に係る収入については、大科目「付随事業・収益事業収入」の中に中科目「医療収入」を設けて処理するものとする。ただし、学校法人において特に必要がある場合は、「付随事業・収益事業収入」の大科目の次に、「医療収入」の大科目を設けて処理することができる。

医療業務に要する経費は、「教育研究経費支出」の大科目の中に「医療経費支出」の中科目を設けて処理することとし、その他の経費については、昭和46年9月30日付け報告「教育研究経費と管理経費の区分について」によって処理するものとする。

（2）活動区分資金収支計算書

医療収入は、付随事業収入の次に医療収入を設けて処理するものとする。医療経費は、教育研究経費支出の次に医療経費支出を設けて処理するものとする。

(3) 事業活動収支計算書

医療収入及び医療経費は教育活動収支に該当するものとし、医療収入は大科目「付随事業収入」の中に中科目「医療収入」を設けて処理するものとする。ただし、学校法人において特に必要がある場合は、「付随事業収入」の大科目の次に、「医療収入」の大科目を設けて処理することができる。

医療業務に要する経費は、「教育研究経費」の大科目の中に「医療経費」の中科目を設けて処理することとし、その他の経費については、昭和46年9月30日付け報告「教育研究経費と管理経費の区分について」によって処理するものとする。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係 電話 03-5253-4111 (内線2539)

【参 考】

文管振第152号
昭和47年9月28日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文 部 省 管 理 局 長
安 嶋 彌

(印影印刷)

「大学の附属病院にかかる学校法人計算書類
記載要領について（報告）」について（通知）

大学の附属病院にかかる学校法人計算書類記載要領について、昭和47年9月19日に
学校法人の財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

【学校法人財務基準調査研究会報告】

昭和47年9月19日

文 部 省 管 理 局 長
安 嶋 彌 殿

青 亀 栗 須 高 野 平 古 村 山 座 長
木 川 山 藤 橋 原 間 川 山 野 井 川
茂 俊 益 吉 栄 徳 和
男 雄 郎 章 助 清 修 一 郎 雄 一

大学の附属病院にかかる学校法人計算書類
記載要領について（報告）

学校法人計算書類記載要領については、昭和46年2月25日に報告しましたが、その後、大学の附属病院の特殊性にかんがみ、この会議において検討を行なった結果、このほどその取り扱いを別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告します。

〔別 紙〕

大学の附属病院にかかる学校法人計算書類
記載要領について

1. 収入について

大学の附属病院における医療にかかる収入については、一般の事業収入と区分して、事業収入の大科目の中に「医療収入」の中科目を設けて処理することが適当である。

ただし、学校法人においてとくに必要がある場合は、事業収入の大科目の次に、「医療収入」の大科目を設けて処理することができる。

2. 支出について

大学の附属病院における教育研究経費と管理経費の区分の取扱いについては、医療業務に要する経費は、教育研究経費（支出）の大科目の中に「医療経費（支出）」の中科目を設けて処理することとし、その他の経費については、昭和46年9月30日付け報告「教育研究経費と管理経費の区分について」によつて処理することが適当である。